

秋田県看護職員修学資金の貸与を受けた皆様へ

卒業後の手続きは、進路によって異なりますので、自分がどの項目に該当するか確認し、期日まで適切な手続きをとってください。

項目	どんな場合に該当するか？	参照手引き
(1) 将来的に返還が 免除となる場合	卒業後、直ちに県内の免除対象施設に就業した場合 ① 一般の診療所 ② 病床数 200 床未満の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置する病院は除く）※1 ③ 精神病院 ※1 ④ 老人病院 ※1 ⑤ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 ※1 ⑥ 介護老人保健施設 ⑦ 介護医療院 ⑧ 訪問看護ステーション ※2	返還が（5年間） 猶予 されます。 ▼ 〔手引き①（将来的に免除となる場合）へ〕
(2) 直ちに返還しな ければならない場 合	次に該当する場合 ① 卒業した日から 1 年半以内に免許を取得しなかった時 ② 免除対象以外の施設で就業した時 ③ 県外で就業した時	貸与を受けた額を 返還 する必要があります。 ▼ 〔手引き②返還へ〕
(3) 進学する場合	卒業後直ちに、看護師等を養成する他の学校に進学した場合 ① 看護系大学・短期大学、その他保健師、助産師、看護師等の資格取得のための学校養成所 ② 看護系の大学院	進学先を卒業するまで 返還が 猶予 されます。 ▼ 〔手引き③進学へ〕
(4) 試験不合格の 場合	今年度の試験が不合格だった場合	次年度末まで返還が 猶予 されます。 ▼ 〔その他不合格の場合へ〕

※1 助産師として就業する場合は、全ての病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置する病院は除く）が免除対象となります。

※2 訪問看護ステーションはすでに(1)の①～⑦で3年以上の業務経験がある場合のみ免除対象となります。

☆ 注意事項

関係書類は、返還免除又は返還完了まで大切に
保管してください

【問い合わせ・提出先】

〒010-8570（住所記載不要）
秋田県健康福祉部医務薬事課 医療人材対策室
TEL 018（860）1410
FAX 018（860）3883

卒業後、直ちに免除対象施設へ就業する場合

免除対象施設に就業している期間は、修学資金の返還が免除となるまで修学資金の返還を猶予します。

ただし、免除対象施設に就業しても、手続き未了の場合は、返還猶予や返還免除にはなりませんので、必ず返還猶予を申請した上で免除対象施設就業し、5年後に返還免除を申請してください。

事 項	提 出 書 類	提 出 期 限
(1) 借用証書の提出	・借用証書 ※進路に関わりなく必ず提出	県が指定する日まで
(2) 返還猶予の申請	・修学資金返還猶予申請書 （様式 11 号） ・業務従事等届（様式 21 号） ・就業証明書	免除対象施設で就業開始後、直ちに
(3) 免許取得の届出	・看護職員免許取得届（様式 20 号） ・看護師等免許証のコピー	免許証が手元に届いた後、直ちに
(4) 就業状況の届出	・就業状況届（様式 24 号）	毎年度 4 月 15 日まで （免除まで毎年度提出）
(5) 返還免除の申請※	・修学資金返還免除申請書 （様式 13 号） ・就業証明書	免除対象施設に 5 年間就業後、直ちに
(6) その他の届出	・住所等変更届（様式 15 号） ・保証人変更届（様式 19 号） ・勤務先変更届（様式 22 号）	随時その事象が発生する度に届出

※ 5年間就業しても、返還免除を申請しなければ免除とはなりません。忘れずに必ず手続きを行ってください。

○ 免除対象施設での就業を中止した場合（退職して未就業になった、免除対象外の施設に就業した等）は、その時点で返還となりますので、「手引き②（返還となる場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。

（退職しても他の免除対象施設に直ぐに再就業した場合は、引き続き修学資金の返還が猶予されます。）

○ 退職等の場合でも、病気等やむを得ない理由がある場合は、引き続き修学資金の返還が猶予される場合がありますので、医療人材対策室までお問い合わせください。

卒業後、直ちに返還となる場合

速やかに返還明細書を提出してください。

事 項	提 出 書 類	期 限
(1) 借用証書の提出	・借用証書 ※進路に関わりなく必ず	県が指定する日まで (令和2年4月15日まで)
(2) 返還の届出	・返還明細書（様式8号） ・業務従事等届（様式21号）※1 ・就業証明書 ※1	卒業年の4月20日まで (できるだけ早く)
(3) 免許取得の届出	・看護職員免許取得届 ※2 (様式第20号) ・看護師等免許証のコピー ※2	免許証が手元に届いたら 直ちに
(4) 就業状況の届出	・就業状況届（様式24号）	毎年度4月15日
(5) 返還金の納付	返還する月の中旬までに「納入通知書」を送付しますので、銀行の窓口で納付してください。	納入通知書に記載された 期日まで
(6) その他の届出	・住所等変更届（様式15号） ・保証人変更届（様式19号） ・勤務先変更届（様式22号）	随時その事象が発生する 度に届出

※1 就業しない場合は不要です。

※2 免許が取得できなかった場合は不要です。

〔返還方法・期間〕

返還期間は、**原則**貸与を受けた年数以内となります。この範囲で次から返還方法を選択していただきます。（これに依らない場合など、不明な点はお問い合わせください。）

- ① 一括・・・全額を1回で返還
- ② 月賦・・・毎月定額を返還（貸与総額÷返還年数÷12）
- ③ 半年賦・・・年2回返還（1回の返還額は月賦対応額×6）
- ④ 月賦と半年賦の併用

〔返還金の納付方法〕

「納入通知書」を届出の住所宛に送付しますので、最寄りの金融機関窓口にて納付してください。

（県外の金融機関で納付される場合は、あらかじめ納付可能か確認する必要があります。）

卒業後、更に他種の養成施設へ進学する場合

（看護師2年課程・保健師・助産師養成課程への進学、看護系大学・大学院進学）※

他の養成所に進学した場合は、卒業まで修学資金の返還が猶予されます。必ず返還猶予を申請してください。また、卒業後は進路に応じて必要な手続きを行ってください。

事 項	提 出 書 類	提 出 期 限
(1) 借用証書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 借用証書 ※進路に関わりなく必ず 	県が指定する日まで (令和2年4月15日まで)
(2) 返還猶予の申請	<ul style="list-style-type: none"> 修学資金返還猶予申請書 (様式第11号) 在学証明書 	進学先の学校に入学後、直ちに ※在学証明書は、卒業するまで毎年度4月末までに提出すること
(3) 免許取得の届出	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員免許取得届 (様式第20号) 看護師等免許証のコピー 	免許証が手元に届いたら、直ちに ※卒業年に免許を取得できなかった場合は、次年度取得後に提出すること
(4) その他の届出	<ul style="list-style-type: none"> 住所等変更届(様式15号) 保証人変更届(様式19号) 勤務先変更届(様式22号) 	随時その事象が発生する度に届出

進学先の学校を卒業後、免除対象施設に就業する場合は、「手引き①（将来的に免除となる場合）」、返還に該当する場合は「手引き②（返還となる場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※保健師助産師看護師法に定める保健師・助産師・看護師の各国家試験の受験試験を得られる学科以外の学校へ進学した場合は、本手引きの「進学」に該当とはならず返還対象となりますので、「手引き②（返還となる場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。

〔例〕

- ・介護福祉士の養成校や理学療法士の養成校への進学
- ・コンピューター専門学校への進学
- ・大学、短大で看護学部・学科以外の学部・学科への進学

資格試験が不合格であった場合

看護師等の免許取得試験が不合格となり、進学せずに、来年度再度受験する場合は、1年間のみ返還が猶予されますので、必ず返還猶予を申請してください。また、免許取得後は、進路に応じて必要な手続きを行ってください。

〔不合格で進学する場合〕

不合格であった場合でも、保健師・助産師養成課程や看護系大学・短大に進学する場合は「手引き③（進学する場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。

事 項	提 出 書 類	提 出 期 限
(1) 借用証書の提出	・借用証書 ※進路に関わりなく必ず	県が指定する日まで
(2) 返還猶予の申請	・修学資金返還猶予申請書 (様式第 11 号)	試験の合格発表後、速やかに届出
(3) その他の届出	・住所等変更届 (様式 15 号) ・保証人変更届 (様式 19 号) ・勤務先変更届 (様式 22 号)	随時その事象が発生する都度届出

〔猶予後の手続き〕

次年度の試験に合格し、免許取得後、免除に該当する場合は、「手引き①（将来的に免除となる場合）」、返還に該当する場合は、「手引き②（返還となる場合）」、進学した場合は、「手引き③（進学する場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。

次年度の試験も不合格であった場合は、返還となりますので、「手引き②（返還となる場合）」に従って手続きを行ってください。

〔不合格で進学、再受験もしない場合〕

進学せず、来年度再受験もしない場合は、「手引き②（返還となる場合）」を参照し、必要な手続きを行ってください。